

## 函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まっているなかで、肥料成分および土壌病害成分の活用を目的とした緑肥の導入による農薬使用量の低減化を促進し、さらには農業の生産基盤となる農地の地力維持増進、連作障害の回避、輪作体系の確立および遊休農地等の解消に資するため、緑肥作物を作付し、本市の農業生産基盤の維持・発展を図るため、緑肥導入促進事業の実施に要する経費に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耕種農家 水田作、畑作または野菜作の経営を行う本市に住所を有する農家をいう。
- (2) 緑肥作物 収穫せずに田畑にすき込むことにより、肥料効果および土壌病害抑制効果等の効用が発揮され、かつ北海道緑肥作物等栽培利用指針に掲げられる作物をいう。
- (3) 遊休農地等 函館市農業委員会より農地法第32条第1項に基づく利用意向調査がなされた耕種農家が耕作権を有する農地であって、緑肥作物を作付することで保全管理および地力の増進を図り、翌年度のあらかじめ定めた月から農作物の生産が開始される農地をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耕種農家が耕作権を有する農地において緑肥作物を導入後、主作物を栽培する農業生産に取り組む場合または遊休農地等の取り組みを行う場合において、当該耕種農家の緑肥作物種子購入費の一部を助成する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、本市の区域を地区の全部または一部とする農業協同組合とする。ただし、農業協同組合に所属しない耕種農家については、自らが緑肥作物種子購入費の負担を軽減する事業を行う農業協同組合とみなす。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち北海道緑肥作物等栽培利用指針に基づく播種量の範囲内の緑肥作物種子の購入費とし、次の各号に掲げる額のうち低い額とする。ただし、円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

また、補助事業者が課税事業者のときは、その額から消費税および地方消費税の合計額を控除した額とする。

(1) 耕種農家の緑肥作物種子購入費の合計額の2分の1の額

(2) 補助事業者が助成した合計額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第7条に定める補助金等交付申請書および添付書類のほか、緑肥導入促進事業計画書(別記第1号様式)および耕種農家別緑肥作物導入計画書(別記第2号様式)を添付し、提出しなければならない。

2 遊休農地等の取り組みを行う耕種農家にあつては、函館市農業委員会より農地法第32条第1項に基づく利用意向調査があつたことを証する書類の写しのほか、遊休農地等解消計画書(別記第3号様式)を添付し、提出しなければならない。

(補助事業の完了)

第8条 補助事業者は、緑肥導入促進事業に参加した耕種農家が当該緑肥

作物を播種し、ほ場へのすき込みを確認したうえで第3条に規定する措置を講じることで事業は完了したものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第17条に定める補助事業等実績報告書および市長が定める添付書類のほか、緑肥導入促進事業実績報告書(別記第4号様式)、耕種農家別緑肥作物導入実績報告書(別記第5号様式)およびその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第10条 補助事業者は、本事業に係るすべての書類および緑肥作物種子販売等の補助事業に係る収支が明らかになる帳簿および支出内容を証する書類を整備保管し、市長が必要と認める場合には速やかに提出しなければならない。

(補助事業者の指導)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的を果たすため、負担を軽減する耕種農家を適切に指導しなければならない。

2 補助事業者は、遊休農地等の取り組みを行う耕種農家に対し、翌年度における農作物の生産が確実に実施されるようその責をもって助言・指導を行うとともに、当該耕種農家の農作物生産状況について、任意の様式により書面をもって市長へ報告しなければならない。また、翌年度に農作物の生産が開始されなかった場合は当該遊休農地等に係る補助金に相当する額を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市長 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者名

緑肥導入促進事業計画書

年度において、農産物生産体制の維持・発展を図るため地力増進に資する緑肥作物の種子の購入経費に対する補助について、函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱および関係法令等の定めに則り、下記のとおり計画いたしましたので報告いたします。

記

緑肥作物名			
受益農家戸数	戸	農業生産取組戸数	戸
		遊休農地取組戸数	戸
緑肥作物総面積		販売種子予定量	kg
種子販売単価	円/kg	販売予定金額	円

緑肥作物名			
受益農家戸数	戸	農業生産取組戸数	戸
		遊休農地取組戸数	戸
緑肥作物総面積		販売種子予定量	kg
種子販売単価	円/kg	販売予定金額	円

※受益農家戸数は、播種した緑肥作物ごとに延べ戸数を記入すること。



函館市長 様

住 所  
氏 名

## 遊休農地等解消計画書

私は、 年度において、(農業協同組合等名称)が策定した緑肥導入促進事業計画に参加し、函館市農業委員会による農地法第32条第1項に基づく利用意向調査に従い、遊休農地等の解消に向けた取組みを期日までに確実にを行うことを確約し、下記のとおり計画しましたので報告いたします。

なお、函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱第11条第2項に定める(農業協同組合等名称)による助言・指導に従い、遊休農地等を解消し、農作物の生産を行う際は速やかに(農業協同組合等名称)へ報告いたします。

## 記

遊休農地等の所在地	函館市		
遊休農地等の面積	m <sup>2</sup>	緑肥作物名	
農作物生産の開始期日	年 月内	生産作物名	
利用意向調査書の通知日	年 月 日		

※遊休農地等の所在地は地番にて記載すること。

※添付書類として、農業委員会による利用意向調査があったことを証する書類等を提出すること。

※遊休農地等の所在が複数ある場合は、1筆につき本様式を提出すること。

函館市長 様

住所  
補助事業者 名称  
代表者名

緑肥導入促進事業実績報告書

年度において、農産物生産体制の維持・発展を図るため地力増進に資する緑肥作物の種子の購入経費に対する補助について、函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱および関係法令等の定めに則り、下記のとおり事業が完了いたしましたので報告いたします。

なお、すべての受益農家が適正かつ確実に事業が行われたことを検査のうえ確認したことを確約いたします。

記

緑肥作物名			
受益農家戸数	戸	農業生産取組戸数	戸
		遊休農地取組戸数	戸
緑肥作物総面積		販売種子実績量	kg
種子販売単価	円/kg	販売実績金額	円
全受益農家検査・確認完了日	年 月 日 完了		

緑肥作物名			
受益農家戸数	戸	農業生産取組戸数	戸
		遊休農地取組戸数	戸
緑肥作物総面積		販売種子実績量	kg
種子販売単価	円/kg	販売実績金額	円
全受益農家検査・確認完了日	年 月 日 完了		

